

第2期成年後見制度利用促進基本計画進捗状況一覧表

※評価：「☆」予定通り進捗かつ特記事項あり、「○」予定通り進捗、「△」進捗あるが遅れ・課題あり、「□」検討中、「×」進捗なし、「◎」完了、「-」中止

施策 項目	計画の記載	令和6(2024)年度		備考 (特殊要因等)	担当
		評価	説明(進捗状況)		
1 中核機関の運営及び連絡協議会の機能拡充					
(1) 中核機関の円滑な運営	・引き続き、中核機関及び成年後見利用支援センターを市と福祉公社が共同で運営します。 ・市は連絡協議会の事務を担い、会議の開催及び関係機関への連絡調整等を行います。また、制度の周知や広報を行っています。 ・相談対応、成年後見人等支援は福祉公社を中心に行います。	○	・成年後見利用支援センターは福祉公社が市から受託し、運営している。 ・市は福祉公社と共同で、中核機関として成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会の運営および制度の周知を行っている。		地域支援課 福祉公社
(2) 連絡協議会の機能拡充	・引き続き、現在の成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会の活動を維持しながら、内容の充実を図ります。 ・権利擁護支援を必要とする人に近い関係者に対し、連絡協議会を周知し、地域連携ネットワークの強化を図ります。	○	・成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会 委員構成：専門職4人、N P O法人代表1、福祉関係者 4人、市職員4人 会議：2回 学習会・相談会：1回、参加26人		地域支援課 福祉公社 生活福祉課 高齢者支援課 障害者福祉課
2 既存のネットワークを活用した権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化					
(1) 支援が必要な人の早期発見と連携体制の強化	・成年後見利用支援センターについて、さらなる周知に努めます。パンフレットの更新のほか、配布先の新規開拓や方法の見直しを行います。 ・権利擁護支援について、的確にニーズを把握し必要な機関につなぐための方法を検討し、共有します。	○	・成年後見利用支援センターのパンフレットを市民や関係機関へ配布し、周知に努めた。実際に各福祉関係機関や銀行、法律事務所等からの相談があり、相談窓口として認知されている。 ・福祉公社では、関係機関との連携が円滑にとれるよう、以下の協議体に委員として参加している。 総合支援調整会議（生活福祉課）：6回、権利擁護センター職員が参加 権利擁護ワーキング会議（次項参照）：7回、権利擁護センター職員が参加 高齢者及び障害者虐待防止連絡会議、障害者差別解消支援地域協議会（高齢者支援課、障害者福祉課）：2回 権利擁護センター職員が参加 入退院時支援部会（高齢者支援課）：3回 権利擁護センター職員が参加		地域支援課 福祉公社 生活福祉課 高齢者支援課 障害者福祉課

※評価：「☆」予定通り進捗かつ特記事項あり、「○」予定通り進捗、「△」進捗あるが遅れ・課題あり、「□」検討中、「×」進捗なし、「◎」完了、「-」中止

施策 項目	計画の記載	令和6(2024)年度		備考 (特殊要因等)	担当
		評価	説明(進捗状況)		
権利擁護支援のための成年後見人等の支援チームへの参加促進 (2)	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見の受任者調整（マッチング）等の仕組みを構築するにあたり、専門職後見人等が就任前から支援チームへ参加できるよう、併せて検討します。 意思決定についての支援者が支援チームへ参加することの必要性について、引き続きケアマネジャー・相談支援専門員等を含めサービス提供関係機関に周知します。 	□	<ul style="list-style-type: none"> 地域支援課では、総合支援調整会議内に権利擁護ワーキングチームを組織し、身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題について検討を行った。 福祉公社では、関係機関との連携が円滑にとれるよう、以下の協議体に参加した。【再掲】 <ul style="list-style-type: none"> 総合支援調整会議（生活福祉課）：6回、権利擁護センター職員が参加 権利擁護ワーキング会議：7回、権利擁護センター職員が参加【再掲】 		地域支援課 福祉公社 高齢者支援課 障害者福祉課
3 権利擁護支援を支える機能の充実					
広報機能の充実（周知啓発と講座等の拡充） (1)	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見利用支援センターについて、さらなる周知に努めます。パンフレットの更新のほか、配布先の新規開拓や方法の見直しを行います。【再掲】 市民及び関係者を対象とした講演会及び学習会・相談会を開催します。 関係機関や市の関連イベント等（ケアリンピック武蔵野、認知症サポーター養成講座等）を活用し、権利擁護支援についての周知を図っていきます。 市民を対象とした講座として、福祉公社は老いじたく講座を、市ではエンディング支援事業や親なき後講座等を継続します。 権利擁護支援を必要とする人の早期の発見につなげるほか、終末期への備えを考えるきっかけとなるよう広報内容を工夫していきます。 	○	<ul style="list-style-type: none"> 制度の周知啓発、利用促進のため、以下の講座等を行った。 成年後見制度講演会（成年後見利用支援センター） 9/7開催、参加39人 成年後見制度学習会・相談会（成年後見利用支援センター、成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会） 1/25開催、参加26人 親なき後講座（NPO法人こだまネット、障害者福祉課委託事業） <ul style="list-style-type: none"> 講座：3回、参加（延べ）119人 講演会：9/6開催、参加103人 老いじたく講座（成年後見利用支援センター） 全24回、参加（延べ）124人 エンディング支援事業（高齢者支援課） <ul style="list-style-type: none"> エンディングノート配布：697部（3月末時点） 出前講座：7回、参加（延べ）97人（3月末時点） 講演会：2/6開催、参加66人 		地域支援課 福祉公社 高齢者支援課 障害者福祉課
相談機能の拡充 (2)	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見利用支援センターについて、さらなる周知に努めます。パンフレットの更新のほか、配布先の新規開拓や方法の見直しを行います。【再掲】 福祉公社では引き続き、相談を受けた対象者のアセスメントを行い、必要なサービスや福祉資源、後見人等候補者の選定等について、専門職団体等の協力も得ながら、相談者、福祉関係者へアドバイスし、専門職間での連携のための調整を行います。 障害特性に応じた専門的な相談対応などについて検討し、相談体制の充実を図ります。 成年後見利用支援センターでは、身上保護に関する支援への苦情等について、その解決に向けて関係機関と連携して対応するほか、不適正・不適切な事案については家庭裁判所に連絡し、対応を依頼します。 	○	<ul style="list-style-type: none"> 以下の場所及び機会において相談を受け付けた。 成年後見利用支援センター相談受付（対象者不問。制度全般に関し、隨時受付）：電話、窓口延べ98件 親なき後講座個別相談（受講者対象。福祉公社職員が対応）：5件 エンディング支援事業個別相談（受講者対象。福祉公社職員が対応）：3件 成年後見制度学習会・相談会（学習会参加者対象。成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会委員の専門職及び福祉公社職員が対応）：専門職4件、福祉公社4件 		地域支援課 福祉公社

※評価：「☆」予定通り進捗かつ特記事項あり、「○」予定通り進捗、「△」進捗あるが遅れ・課題あり、「□」検討中、「×」進捗なし、「◎」完了、「-」中止

施策 項目	計画の記載	令和6(2024)年度		備考 (特殊要因等)	担当
		評価	説明(進捗状況)		
(3) 受任者調整（マッチング）等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉公社は中核機関として関係機関からの相談に対応し、アセスメントや申立支援を行います。 ・成年後見人候補者に市民後見人を推薦する場合は、今後も引き続き、福祉公社における市民後見人推薦ガイドラインに基づいて候補者を立てるように調整します。 ・受任者調整（マッチング）等について、連絡協議会において、仕組みや調整方法を協議し、体制の構築を図ります。 ・受任者調整（マッチング）等の仕組みを構築するにあたり、専門職後見人等が就任前から支援チームへ参加できるよう、併せて検討します。【再掲】 	□	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉公社では、市民等からの相談に対応し、親族が後見申立人及び後見人候補者になる場合には、必要に応じて親族申立のための支援を行うとともに、家庭裁判所への定期報告作成の支援や必要に応じて専門職を紹介し繋ぐなどの支援を行った。 		地域支援課 福祉公社
(4) 市長申立の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度を必要としながら申立権者がいない人について、支援の必要が生じた際に迅速に対応できるよう、中核機関及び市の関係部署での連携体制を維持します。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉部内に市長申立判定会議を組織し、必要が生じた際に迅速に対応できる体制を整備している。 市長申立件数（申立日ベース）：10件（高齢者8、障害者2） 		地域支援課 福祉公社 生活福祉課 高齢者支援課 障害者福祉課
(5) 成年後見制度利用支援事業の拡充の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の利用を促進し、かつ実態にあった助成となるよう、報酬助成額の改定や申立費用の助成等助成のあり方を検討します。 	☆	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度より成年後見人等への報酬助成制度の対象者の経済的要件を、生活保護受給（相当）から住民税非課税まで拡大する。 		地域支援課 福祉公社
4 担い手の育成及び支援					
(1) 市民後見人の育成及び支援	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、成年後見利用支援センターでは、近隣6市と共同して7市合同市民後見人等養成講座・フォローアップ研修を実施します。 ・成年後見人候補者に市民後見人を推薦する場合は、福祉公社における市民後見人推薦ガイドラインに基づいて候補者を立てるように調整します。【再掲】 ・市民後見人が後見人等を受任した場合は、福祉公社が後見監督人としてフォローします。 ・福祉公社の市民後見人登録名簿登載者について、福祉公社の後見協力員としての活動を通じ、スキルアップを図ります。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見利用支援センターでは、近隣6市と共同で「7市合同市民後見人等養成講座」と「フォローアップ研修」を隔年で実施している。令和6年度は養成講座を実施。 また、修了者への相談対応・助言等を行い、市民後見人が適切である場合には、「市民後見人推薦ガイドライン」に基づいて候補者を立てるよう調整している。 7市合同市民後見人等養成講座：全5回、修了4人 福祉公社 市民後見人受任数：0人（登録者数19人） 福祉公社後見活動メンバー登録者数：4人 		地域支援課 福祉公社
(2) 法人後見人の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡協議会を通じ、法人後見のニーズ及び状況等を調査研究します。 ・福祉公社において、NPO法人こだまネットをはじめとした障害分野の関係機関と情報の共有、連携を図りながら、法人後見の受け手を広げ、障害分野の後見業務を実施します。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人こだまネットでは、障害者福祉課からの委託を受け、「親なき後見事業」として制度の普及啓発、相談対応及び後見業務を遂行できる人材の育成支援を行った。 ・福祉公社は、相談員や講師を派遣し、事業への協力を行った。 講座：3回、参加（延べ）119人 講演会：9/6開催、参加103人 個別相談：実施 		地域支援課 福祉公社 障害者福祉課

※評価：「☆」予定通り進捗かつ特記事項あり、「○」予定通り進捗、「△」進捗あるが遅れ・課題あり、「□」検討中、「×」進捗なし、「◎」完了、「-」中止

施策 項目	計画の記載	令和6(2024)年度		備考 (特殊要因等)	担当
		評価	説明(進捗状況)		
(3) 親族後見人への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅介護・地域包括支援センター職員やケアマネジャーを通じて、親族後見人に中核機関である福祉公社が相談機関であること等を周知していきます。 ・市内における親族後見人の実情を把握し、必要に応じて支援するため、親族後見人が情報交換や相談ができる場の設定について検討実施します。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉公社では、市民等からの相談に対応し、親族が後見申立人及び後見人等候補者になる場合には、必要に応じて親族申立のための支援を行うとともに、家庭裁判所への定期報告作成の支援や必要に応じて専門職を紹介し繋ぐなどの支援を行った。 【再掲】 	地域支援課 福祉公社	地域支援課 福祉公社
(4) 専門職後見人への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会において専門職と関係機関の連携を推進し、専門職後見人の活動を支援します。 ・福祉公社では相談を受けた対象者のアセスメントを行い、必要なサービスや福祉資源、後見人等候補者の選定等について、専門職団体等の協力も得ながら、相談者、福祉関係者へアドバイスし、専門職間での連携のための調整を行います。 【再掲】 ・受任者調整（マッチング）等の仕組みを構築するにあたり、専門職後見人等が就任前から支援チームへ参加できるよう、合わせて検討します。 【再掲】 ・制度の利用を促進し、かつ実態に合った助成となるよう、改定を検討します。 【再掲】 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉公社では、市民等からの相談に対応し、親族が後見申立人及び後見人等候補者になる場合には、必要に応じて親族申立のための支援を行うとともに、家庭裁判所への定期報告作成の支援や必要に応じて専門職を紹介し繋ぐなどの支援を行った。 【再掲】 ・令和7年度より成年後見人等への報酬助成制度の対象者の経済的要件を、生活保護受給（相当）から住民税非課税まで拡大する。 【再掲】 		